

水銀廃棄物の取扱い及び水銀大気の排出についての規制が厳格化へ

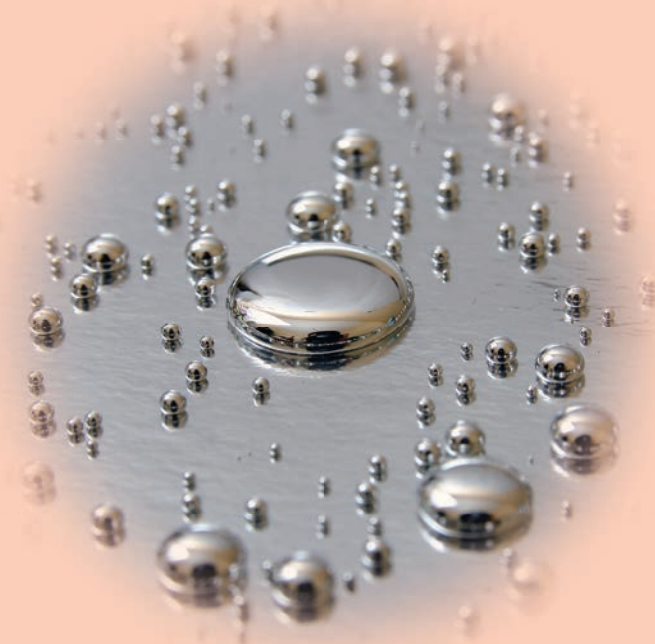
貴社の「**水銀評価**」はぜひ産公研にお任せください。

水俣条約\*発効に伴い、水銀の規制が強化されました。

水俣条約

国連が推進してきた地球規模での水銀汚染排除の取り組みに関する条約。水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的に採択されました。近年ますます水銀汚染排除に官民あがての取り組みが必要となっています。

\*水俣条約発効日(2017年8月16日)



**変更点 1 「水銀廃棄物」について新たな処分対応が必要(2017年10月1日より施行)**

「水銀廃棄物」とは、「水銀汚染物」、「廃金属水銀等」、「水銀使用製品廃棄物」の総称で、「水銀汚染物」については水銀含有量ごとに定められた方法で処分を行うことが義務づけられました。

**変更点 2 「水銀大気」の排出について新たな規制が追加(2018年4月1日より施行)**

水銀等の大気への排出量をできる限り抑制することを目的に、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出について、対象施設や排出ガス量ごとに排出基準や測定頻度が設けられました。

詳しくは裏面をご覧ください

青い空、みどりの大地、明日の夢を創造る。

**SANKOUKEN CHEMICAL LABO**

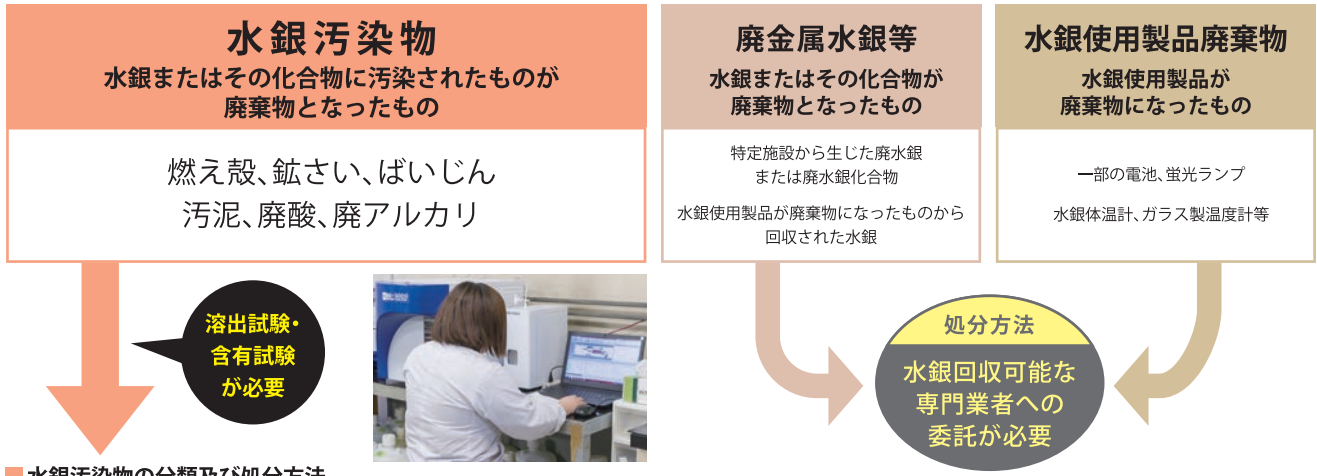
株式会社 産業公害・医学研究所

〒039-1161 青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76 TEL.0178-28-9424(代) FAX.0178-28-8654

# ① 水銀廃棄物の取扱いについて

変更点1 「水銀廃棄物」について新たな処分対応が必要(2017年10月1日より施行)

## 水銀廃棄物



### 水銀汚染物の分類及び処分方法

	含有試験	15mg/kg(L)以下の場合	15mg/kg(L)を超えて含有する場合	1000mg/kg(L)以上含有する場合
溶出試験	0.005mg/L以下	産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	水銀回収が必要(専門業者へ委託)
	0.005mg/Lを超える場合	特別管理産業廃棄物		

産業廃棄物・水銀含有ばいじん等 → 管理型最終処分場へ    特別管理産業廃棄物 → 遮断型最終処分場へ

◎水銀の汚染防止に取り組む上で、水銀の適正処分は必要不可欠です。「水銀汚染物」分類の際には、産公研の溶出試験・含有試験をぜひご活用ください。

# ② 水銀大気への排出について

変更点2 「水銀大気」の排出について新たな規制が追加(2018年4月1日より施行)

大気汚染防止法改定(2018年4月1日施行)により、水銀排出についての規制が強化されました。

主な対象施設 **石炭火力発電所／産業用石炭燃焼ボイラー／非鉄金属製造施設／廃棄物焼却設備／セメントクリンカー製造施設など**

### 排出ガス中の水銀測定頻度の一例

4万Nm <sup>3</sup> /時以上	4ヵ月を超えない作業期間ごとに1回
4万Nm <sup>3</sup> /時未満	6ヵ月を超えない作業期間ごとに1回

### 排出基準の一例

廃棄物の焼却設備	大気汚染防止法の水銀排出施設 (μg/Nm <sup>3</sup> )		
	新設	既存	
廃棄物焼却炉	30	50	
水銀含有汚泥等の焼却炉等	50	100	

### 排出基準を超過した場合

水銀排出施設の稼働条件を一定に保った上で、速やかに3回以上の再測定を実施後、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定の結果のうち、最大値及び最小値を除いた全ての測定結果の平均値で評価。

※排出基準の1.5倍を超過した場合：初回測定の結果判明から30日以内に再測定を実施し、結果を得ること。それ以外の場合は60日以内とする。

[その他の事業内容] 幅広い分野へ対応可能な豊富な経験と、長年培った技術力で皆様からの様々な要望にお応えします。

**分析・検査** 素材・材料分析／環境分析／PCB分析／放射能分析  
ダイオキシン類分析／RoHS分析／飲料水分析 など

**測定・調査** 騒音・振動測定／作業環境測定／ばい煙測定  
アスベスト調査／悪臭測定／室内・大気環境測定 など

(株)産業公害・医学研究所では、上記の他にも食品分析(残留農薬、栄養素、含有成分等)や品質保証分析等、さまざまなご用命にお応えいたしますので、ぜひご相談ください。